

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40%未満	30～35%未満	25～30%未満	20～25%未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	福岡県久留米市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	多機関連携、市民後見人養成 成年後見推進協議会		

既存の仕組みを発展させる中核機関の検討

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	304,703人
面 積	229.96km ²
高齢化率	26.8%
地域包括支援センター	11か所
日常生活自立支援事業利用者数	164人
障害者相談支援事業所	28か所
療育手帳所持者数	2,545人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,054人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
621人	478人	122人	11人	10人

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	18件	16件	16件	11件
内 高 齢 者	13件	14件	13件	10件
障 害 者	5件	2件	3件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
106人	0人	14人	16人

3. 事例のポイント

▶久留米市成年後見センター

平成26年、久留米市社会福祉協議会へ成年後見利用推進事業を委託することにより、「久留米市成年後見センター」を設置。制度についての普及・啓発、総合相談や手続きへの助言等を実施。

▶久留米市成年後見推進協議会

学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、行政で構成される久留米市成年後見推進協議会を、年2回程度開催。現在、中核機関の在り方を検討中。平成30年度には、家庭裁判所や専門職団体へのヒアリングも実施。

▶令和2年度計画策定予定

地域福祉計画に包含する形で、令和2年度に成年後見制度利用促進の市の計画を策定予定。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携 受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	法人後見 親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ・ 任意後見制度
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012（H24）年	NPO法人権利擁護支援センターふくおかネットへの委託により、市民後見人養成事業開始。 Point 1
2014（H26）年	市社会福祉協議会への委託により久留米市成年後見センター設置 Point 2
2015（H27）年	市民後見人養成事業を休止。
2018（H30）年	市社協に委託し、市民後見人養成を再開。 久留米市成年後見推進協議会にて、中核機関の在り方について検討。
2020（R2）年度	地域福祉計画に包含する形で、市の利用促進計画を策定予定。



POINT

Point 1

法人後見を実施しているNPO法人権利擁護支援センターふくおかネットに委託し、市民後見人養成事業を平成24年～26年度に実施しました。しかし、福岡県内では市民後見人が選任されることがなく、平成27～29年度は、市民後見人の養成を休止しました。

利用促進法、国基本計画の流れを受け、平成30年度より市社協へ委託し、市民後見人養成事業を再開しました。

Point 2

久留米市では、平成18年頃から、成年後見制度についての普及啓発の必要性や総合窓口機能の設置の必要性、成年後見の申立てに対する相談や手続き支援のニーズに対応しなければならないと考えていました。高齢者のニーズが多いことから、高齢者福祉を担当している長寿支援課が主管となり、市社協に委託し、久留米市成年後見センターを設置しました。



成年後見制度利用について、久留米市の地域としての特性がありますか？

他の地域と比べると、久留米市は、人口に対して制度の利用者数が多いと感じられるかもしれません。特に、保佐類型での制度利用が多いといわれます。

これは、精神科病院の数が多く、地域移行等に伴い、成年後見制度の利用ニーズが生じることが関係していると思われます。



Ⅲ. 久留米市における体制の特徴について

1. 久留米市成年後見利用推進事業の特徴

平成26年10月から久留米市社会福祉協議会に委託し、「久留米市成年後見センター」を設置、専任2名（社会福祉士）と兼務1名（課長）の3名体制で運営しています。権利擁護事業に関する市職員は3名（別事業と兼務）で担い、成年後見センターと連携しています。

【成年後見利用推進事業の内容】

- ①久留米市成年後見センターの運営事業
 - a 制度利用に関する助言等の総合相談窓口
 - b 手続きなどの相談・利用支援
 - c その他、利用促進に必要な業務
- ②市民後見人候補者活動支援事業
- ③市民後見人及び成年後見制度の普及・啓発事業
- ④久留米市成年後見推進協議会の開催
- ⑤成年後見制度利用支援事業

■アウトリーチ機能のある総合相談

久留米市成年後見センターでは、地域包括支援センターとも連携し、窓口に来られない相談者のところには訪問して相談対応を行うなど、アウトリーチによる支援も行っています。平成26年からセンターを設置してきたこともあり、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援相談等の多機関との連携が進んでいます。

社協に成年後見センターがあることで、日常生活自立支援事業との連携、成年後見制度への移行もスムーズに行うことができます。時には、日常生活自立支援事業の担当者と成年後見センターの担当者が二人で訪問し、本人にとってどちらの制度を使うことが適切かを検討し、本人とともに話

し合っています。

また、障害者基幹相談支援センターも社協に委託されているため、障害福祉分野とも円滑に連携することができるというメリットがあります。

■成年後見推進協議会

平成26年度から行政の主催により、「久留米市成年後見推進協議会」を年2回程度のペースで開催しています。協議会委員は、学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、行政で構成されており、市民後見活動の推進及び成年後見制度の利用促進などに関する協議、検討を行ってきました。平成30年度は、中核機関の在り方の検討に際し、専門職団体と家庭裁判所にヒアリングを実施しました。

また、今年度は、協議会において、個別事案の検討（制度利用の必要性の検討、後見人の受任調整）も行っています。中核機関となった場合にどのように後見人を支援していくのかを見据えての検討です。また今年度、経済的虐待やネグレクト、やむを得ない事由による措置に対する市長申立を徹底した結果、平成31年度における市長申立件数は、今までで最も多い23件となりました。

■権利擁護の地域連携ネットワークへの発展

このように、久留米市成年後見センターは、すでに広報、相談機能を有しています。また、成年後見制度の利用につなぐネットワークも機能しています。久留米市としては、現在、受任調整や後見人支援機能についてもしっかりとした検討を重ね、後見人が選任された後の、出口部分のネットワークを整えた上で、久留米市の「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」としたいと考えています。

2. 市民後見人養成について

平成26年度から「NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット」に委託し、久留米市市民後見人養成講座を基礎研修・応用研修の構成で11日間、全42講座を実施してきました。

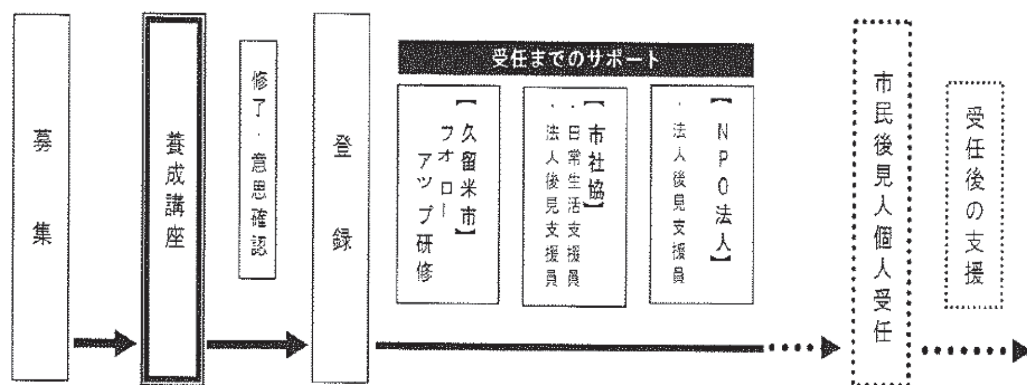
現在では、久留米市社会福祉協議会に委託して市民後見人養成講座やフォローアップ研修を実施しています。

平成31年3月末時点において、市民後見人養成

者数は106人（累計）となっており、法人後見支援員14名、日常生活自立支援事業の生活支援員16名となっています。

なお、市民後見人の活動の推進に関する事業（講演会や説明会の実施、チラシや広報などでの市民への周知・啓発）についても、年3回程度久留米市社会福祉協議会に委託して実施しています。

○久留米市市民後見人養成講座修了生の活動について



※点線以降は、市民後見人の個人受任が可能となった場合

担当者より

取組を進めるために、まずは家庭裁判所や専門職と相談し、地域での取組がどのようなになっているのか把握することが大事だと思います。



■参考URL 連絡先

久留米市役所 健康福祉部 長寿支援課
TEL：0942-30-9038

久留米市社会福祉協議会 久留米市成年後見センター
TEL：0942-30-2732

<http://www.heartful-volunteer.net/shiritai/102jigyou/kouken>